

(諮問第 6 6 号)

答 申

1 審査会の結論

佐賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書の不存在を理由とする非開示決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対して「審査請求人が5月2日に提出した再調査勧告書（以下「本件勧告書」という。）に対する回答のための協議（以下「本件協議」という。）に係る回数、月日、協議者氏名及び協議の内容がわかる文書」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を平成19年7月31日に行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る公文書の作成がなく、存在しないことを理由とする公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を平成19年8月14日に行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成19年10月15日に、佐賀県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して審査請求を行った。

3 実施機関が行った本件処分の理由の要旨

(1) 不存在決定の理由について

条例第2条第2項は、条例が適用される公文書について、実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと規定している。

審査請求人が公開を求める文書については、そもそも実施機関では、本件勧告書への対応に係る部内の協議の内容等を記載した文書は作成しておらず、実施機関として管理していないものであるため、条例第10条第1項第3号の規定により、非開示決定を行った。

(2) 文書の作成について

条例第5条は、何人も実施機関が現に管理する公文書の開示を請求する権利を有することを定めているが、実施機関に対し、開示請求に対応するために、開示請求時点では作成しておらず、管理していない文書を新たに作成する義務まで課すものではない。

4 審査請求の理由の要旨

2006年12月に、審査請求人に対して、佐賀県警察本部の偽造領収書による裏金作りなどの匿名による情報提供があった。これに基づき2007年1月19日に、佐賀県警察本部長に対し厳正な実態調査をもとめ、その結果を回答するよう公開質問書を提出した。3月28日付けで佐賀県警察本部（公印なし）による実質5行のみの簡単な回答があった。審査請求人は回答を裏付ける県警の聞き取り調査関係資料の開示請求を行った。4月27日に「確認結果報告書」としてまとめられた文書が開示された。しかし、聞き取り調査の具体的なやりとりなどを記録した文書は開示されなかった。このような対応は、裏金作りに関する一層の疑惑を招くばかりである。それゆえ、5月2日に本件勧告書を提出した。

7月31日に、対応した会計課職員に本件勧告書への回答書を強く求めたが、「その必要なし」と口頭で繰り返すのみで、文書回答を全く拒否した。審査請求人はその返答について、いつ、どういった立場のものが、どのように協議して出した結果であるのかは大変重要だと考えている。会計課職員に、その点の説明を繰り返し求め、ようやくのこと「協議は一回以上、2、3名で」とあやふやな言い回しで応えたが、それ以上はかたくなに回答を拒否した。協議を実際に一回以上行ったのであれば、それを実証する情報を文書化し情報公開請求に対応するのは当然であろう。県民が納得できるための説明が果たされない限り、返答に至る協議を行ったということ自体を信用しようにもできない。

県民に必要な情報であるのに、実施機関の都合で文書、電磁的記録などしていなければ開示請求に応じなくてもよいというやり方は、やはり不当というほかない。このように情報公開の趣旨及び理念が骨抜きになる、あるいは情報公開条例に抜け穴が存在するような事態は、県民にとってきわめて不利益である。公共の利益のためにも、佐賀県情報公開条例の最大限の解釈に基づく運用を強く望むところである。

5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審議した結果、次のように判断する。

まず、審査会において、本件勧告書に対する実施機関の対応の経緯について、実施機関に確認したところ、審査請求人が実際に本件勧告書を平成19年5

月2日に実施機関に提出し実施機関がこれを受領していること、本件勧告書が提出されたことについて警察本部会計課長から警察本部長へ口頭で報告が行われていること、本件協議は本件勧告書の受領後7月上旬までの間に警察本部長及び関係職員あわせて3名から4名により複数回行われていること、本件勧告書で求められた対応はしない旨の連絡を実施機関の担当者が平成19年7月13日になって電話で審査請求人へ行っていること、実施機関から審査請求人に対して文書による回答は行われておらず審査請求人が後日実施機関へ文書回答の要請を行った後も同様であること、が認められた。

この点、まず、実施機関が定める文書管理規程には、実施機関内における協議の内容を文書化して保管することを義務付ける規定はない。したがって、本件協議に係る回数、月日、協議者氏名又は協議の内容といった事柄を明らかにする文書が作成されていないとしても、そのことが直ちに不合理であるとはいえない。もっとも、義務付けはないとしても、重要な会議等については、協議内容等を明らかにする文書が何らかの形で作成されている可能性を全く否定することもできない。

そこで、この点につき審査会においてさらに実施機関に確認したところでは、例えば担当課限りで事務処理を行ったような場合はさらに上位の職にある者への報告のために文書を作成することもあり得るが、本件協議には警察本部長も同席しており、そのため本件協議の内容等を記録した文書を作成する必要性がないと判断したものであった。

このような事情を総合すれば、本件開示請求に対応する公文書を作成しておらず存在しないとする実施機関の主張に不審な点を認めることはできない。

なお、審査請求人は、協議を行ったのであればその内容を文書化すべきであり、実施機関の都合で文書、電磁的記録などを作成しないことは不当であって、文書を作成したうえで開示請求に応じるべき旨主張している。しかし、条例には、実施機関が現実に作成又は取得していない公文書を新たに作成したうえで開示すべきとする規定はないため、上記の判断が変わるものではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査経過

審査会の審査経過は、別表のとおりである。

(別表)

年 月 日	審 査 経 過
平成 19 年 10 月 17 日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理
平成 19 年 10 月 26 日	・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理
平成 19 年 11 月 16 日	・ 審査請求人からの意見書を受理
平成 19 年 11 月 20 日 (平成 19 年度第 3 回審査会)	・ 審 議
平成 19 年 12 月 14 日 (平成 19 年度第 4 回審査会)	・ 審 議
平成 19 年 12 月 18 日 (平成 19 年度第 5 回審査会)	・ 審 議 ・ 答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	
池田 行伸	佐賀大学文化教育学部教授	会長職務代理者
小野 壽子	税理士	
原 まさ代	(社)全国消費生活相談員協会常任理事	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)